

第5回宇宙安全保障部会 議事録

1. 日 時：平成27年6月23日（火）10：00～11：30

2. 場 所：内閣府宇宙戦略室大会議室

3. 出席者

（1）委員

中須賀部会長、片岡部会長代理、折木委員、久保委員、白坂委員、
名和委員、山川委員

（2）事務局

小宮宇宙戦略室長、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、
守山宇宙戦略室参事官

（3）陪席者

内閣官房国家安全保障局 内閣参事官 伊藤 茂樹

4. 議事次第

（1）工程表改訂に向けた中間とりまとめについて（案）

（2）その他

5. 議 事

事務局より、資料1に基づき、工程表改訂に向けた宇宙政策委員会の中間とりまとめ（案）について説明を行った。当該説明について、委員から以下のような質問・意見等があった。（以下、 質問・意見等、 回答）

資料1別添2の「4.(4)管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保（含むサイバーセキュリティ）」は同「3.(2)管理を行うべき行為の範囲」と結びついているという理解でよいか。（名和委員）

その通りである。データのサイバーセキュリティ上の管理は、法律以前に重要な問題である。法律の議論とあわせ、その他検討すべき課題として検討していく。（内丸参事官）

資料1別添1に関して、「打上げ実施者」と「打上げ射場運営者」に関する説明があったが、この違いについて明確にすべきである。また、宇宙活動法ではJAXAの開発したロケットや射場を特別な扱いとすることについて検討するとしている一方、衛星リモートセンシング法では政府の衛星は管理対象外にすると

という説明であった。政府の衛星にはJAXAの衛星も含まれるように思うが、衛星とロケット等でJAXAの扱いに違いを設けるのか。（山川委員）

宇宙活動法については、本部会の指摘も踏まえ、現在進行中のJAXAの開発を遅らせてはいけないという趣旨で「JAXA」を明記した。ご指摘を踏まえ、衛星リモートセンシング法を含め、今後の法律の議論の中で、適用対象の整理等を行って参りたい。（内丸参事官）

地球周回軌道に投入されない観測ロケットのような弾道ロケットは、宇宙活動法の対象外という理解でよいか。（中須賀部会長）

その通りである。第一宇宙速度に至らないものは対象外となる。宇宙条約上の宇宙活動のうち、打ち上げについては、我が国では、惑星探査も含めた人工衛星と定義している。弾道ロケットは、この定義に含まれない。（内丸参事官）

資料1別添1の「2. 許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲」のところで、「天体上に置かれる人工の物体」に関する説明があったが、これは深宇宙探査を行う衛星という意味か。（中須賀部会長）

その通りである。この表現はJAXA法の中の表現であり、従前から使われている。（内丸参事官）

資料1別添1の「3. 再突入の許可・監督」のところで、人工衛星やロケットの上段部を制御して再突入させる場合以外の再突入の話があったが、それは何を想定しているのか。（白坂委員）

「はやぶさ」のように回収カプセル等を宇宙から再突入させるケースを主に想定している。それ以外にも、再突入しても地表まで達しないような物体を使った実験等も含めて、再突入の許可対象にすることを考えている。また、人工衛星が古くなって再突入させる場合は人工衛星の管理として扱い、ロケットの上段部を再突入させる場合はロケットの管理として扱うように整理している。（内丸参事官）

資料1別添1の「3. 人工衛星の管理の許可・監督」について、例えば大学の衛星を打ち上げて、それを運用する場合はどうなるのか。大学の衛星も管制等を行う場合には、許可を得る必要があるのか。（白坂委員）

宇宙活動法に係る議論において、人工衛星の管理とは通常、宇宙物体に対する管理を対象としており、誰が打ち上げたかということは考慮していない。この場合の管理とは、ステーションキーピング（衛星の位置の管理）、ハウスキーピング（衛星の温度等の管理）等を指しており、これらの行為を行う場合、

大学等であっても原則許可を得る必要がある。但し、今後いろいろな議論があり得ると考えている。（内丸参事官）

資料1本文の「2.(2)（衛星リモートセンシングの）利用ニーズの各プロジェクトの反映」について、参考資料1では安全保障も関係していることになっているが、説明では、その観点がないように受け止められた。それで良いのか。（山川委員）

その点について、安全保障上の利用ニーズの掘り起こしは、ある程度進んでいて、この工程表で主に議論しなければならないのは、民生利用面との理解か。（中須賀部会長）

これは、安全保障上の利用ニーズについては、別の検討の場があるということである。例えば、情報収集衛星や即応型の小型衛星等の工程表において、衛星リモートセンシングに係る安全保障上の利用ニーズについて議論することを想定している。従って、「2.(2)（衛星リモートセンシングの）利用ニーズの各プロジェクトの反映」の工程表では、民生利用面の議論をしたほうが良いと考えているということである。（小宮宇宙戦略室長）

安全保障の観点では、地上を俯瞰的に見ることのできる宇宙システムを使って、国境離島の監視等を行うのも有効であり、中間取りまとめのどこかにその旨を記載するのも良いと考える。（久保委員）

ご指摘の点は、「2.(9)海洋状況把握」に概念的に含まれていると理解している。国境離島の監視等の具体的な議論は、予算の問題等にも関係することから、整理に時間を要すると考えている。（頓宮参事官）

資料1本文の「2.(17)リモートセンシングに関する法制度」のところに、関係府省として防衛省の記載がないが、防衛省は関わっていないのか。（折木委員）

リモートセンシング法制は、防衛省を含む安全保障関係府省とも相談しつつ検討を進めている。（小宮宇宙戦略室長）

資料1別添2では、規制について重点的に記載されているが、有事のときの民間衛星の優先使用も非常に重要な観点である。（折木委員）

御指摘の点は、リモートセンシングポリシーに関係する話であり、本年後半の検討課題になると承知している。（小宮宇宙戦略室長）

民間衛星の活用を、我が国として、アンカーテナンシーなどを含め、どう考えていくかという非常に大事なテーマである。リモートセンシング産業の育成にもつながる話であり、検討していきたい。（中須賀部会長）

宇宙システム全体の抗たん性強化については、脆弱性を明らかにすることが今後の重要な課題となる。その脆弱性をどう代替するかという視点を通じて、即応型の小型衛星等や同打ち上げシステムの議論が進むことになる。SSA-TTXを始めとして、既に米国を中心として関係諸国が演習をやっているようなので、そういった先進的な取組を調査して参考とするのが良いのではないか。（片岡部会長代理）

中間とりまとめ（案）の全体を通して、「適切な水準」といった説明があったが、その判断基準は既に十分に検討されているものなのか、それとも、そうした点は今後の検討課題なのか。（名和委員）

現状、中間取りまとめ（案）の位置づけであり、基本的に、今後の検討課題と理解している。（頓宮参事官）

宇宙とサイバーは関連性が強いと思うが、一緒に考えると混在してしまうので、サイバーセキュリティの話は抗たん性強化のところまでまとめてしまうなど、宇宙に関わるサイバーというものの位置づけをしっかりと整理しておくべきである。（折木委員）

日本全体のサイバーセキュリティ施策を宇宙分野に適用するのか、それとも、宇宙分野特有のサイバーセキュリティ施策を考えるのか、全体を見ながら検討を進める必要がある。（中須賀部会長）

宇宙は各国の安全保障上の関心が非常に高い分野である。また、ネットワーク化されているため、守るべき部分も多い。こうした点を考慮して、サイバーセキュリティの議論を行う必要がある。（名和委員）

宇宙政策委員会として宇宙システム全体の抗たん性強化を考える際に、宇宙を利用したネットワークシステムの抗たん性まで考えると、検討範囲が非常に広がる。宇宙システムの抗たん性に対する一つの阻害要因として、サイバー攻撃を考慮し、これによって宇宙システムの使用ができなくなった場合の代替性を考えるという程度で取りまとめていかないと議論が発散するのではないか。（片岡部会長代理）

本日の宇宙安全保障部会の議論を踏まえ、中間取りまとめの内容について、宇宙政策委員会に提案していくこととなった。

以 上